

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和3年12月22日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの 4件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100103号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2100066号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における平成18年12月20日の標準賞与額を26万8,000円、平成19年12月14日の標準賞与額を43万6,000円に訂正することが必要である。

平成18年12月20日及び平成19年12月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年12月20日及び平成19年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年12月
② 平成19年12月

A事業所から支給された請求期間①及び②の賞与について、厚生年金保険の標準賞与額の記録がない。

請求期間①及び②の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B事業所から提出された平成18年分及び平成19年分の所得税源泉徴収簿によると、請求者は、A事業所から、平成18年12月20日に26万8,692円、平成19年12月14日に43万6,000円の賞与の支払を受け、当該賞与から、平成18年12月20日は26万8,000円、平成19年12月14日は43万6,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年12月20日及び平成19年12月14日に支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100104号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2100067号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における平成18年12月20日の標準賞与額を16万2,000円、平成19年12月14日の標準賞与額を27万6,000円に訂正することが必要である。

平成18年12月20日及び平成19年12月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年12月20日及び平成19年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年12月
② 平成19年12月

A事業所から支給された請求期間①及び②の賞与について、厚生年金保険の標準賞与額の記録がない。

請求期間①及び②の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B事業所から提出された平成18年分及び平成19年分の所得税源泉徴収簿によると、請求者は、A事業所から、平成18年12月20日に16万2,914円、平成19年12月14日に27万6,000円の賞与の支払を受け、当該賞与から、平成18年12月20日は16万2,000円、平成19年12月14日は27万6,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年12月20日及び平成19年12月14日に支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100105号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2100068号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における平成18年12月20日の標準賞与額を16万6,000円、平成19年12月14日の標準賞与額を26万8,000円に訂正することが必要である。

平成18年12月20日及び平成19年12月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年12月20日及び平成19年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年12月
② 平成19年12月

A事業所から支給された請求期間①及び②の賞与について、厚生年金保険の標準賞与額の記録がない。

請求期間①及び②の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された平成18年分及び平成19年分の所得税源泉徴収簿によると、請求者は、A事業所から、平成18年12月20日に16万6,395円、平成19年12月14日に26万8,000円の賞与の支払を受け、当該賞与から、平成18年12月20日は16万6,000円、平成19年12月14日は26万8,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年12月20日及び平成19年12月14日に支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100131号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2100069号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における平成30年10月25日の標準賞与額を20万円に訂正することが必要である。

平成30年10月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年10月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年10月25日

A事業所から支給された請求期間の賞与(燃料手当)について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。

請求期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給料支払明細書(控)によると、請求者は、請求期間において、A事業所から20万円の賞与の支払を受け、当該賞与から20万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を上回る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、給料支払明細書(控)により確認できる賞与額から、20万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成30年10月25日に支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和3年10月7日に年金事務所へ提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。